



箕面市 就学前保育・教育カリキュラム



令和6年(2024年)3月

箕面市教育委員会

～はじめに～

箕面市がめざす就学前保育・教育について

本市では、次代を担う子どもたちの「生きる力」「つながる力」が身に付くよう乳幼児期の保育・教育を進めてきました。

今後も、新たな「箕面市就学前保育・教育カリキュラム」において、0歳から18歳までの子どもの育ちを見据え、幼稚園・保育所・認定こども園などが一体となり、「一人ひとりの人権」と「子どもの最善の利益」を尊重することを第一に考えた質の高い保育・教育が行えるようにしていきます。

教育基本法第11条には「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と記載されています。

本カリキュラムは、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されている「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、自発的な活動としての生活や遊びを通したさまざまな経験の中で、育ちの連続性を考慮し、0歳から就学までの子どもに経験させたい内容を明らかにしています。また、発達に応じたねらい、保育・教育内容、環境構成を含めた援助のあり方を示しており、本市のすべての就学前保育・教育施設などで育つ子どもたちに対して、乳幼児期の保育・教育の基本を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力を培うとともに、円滑な小学校への接続を図るための保育・教育を実施する指針となるよう社会に開かれた総合的なカリキュラムとして位置付けます。

子どもには、一人ひとり、その子どもなりの考え方、感じ方があります。周囲からありのままの自分を受け止められることで、自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感が育まれ、困難を乗り越えて物事を成し遂げる力となります。

就学前保育・教育施設においては心身両面の育ちを促すために、必要な体験ができる環境を整え、一人ひとりが興味、関心や発達に応じた「個別最適な学び」を実現することを援助し、さまざまな考え方を組み合わせて遊びが発展するような「協働的な学び」を充実させることが大切です。

本カリキュラムの活用は、保育・教育の質の向上が図られ、すべての子どもの可能性を引き出し、未来を担うかけがえのないすべての子どもたちのウェルビーイングが保障されることにつながります。一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越えて、自分らしく成長し、持続可能な社会の創り手となることを願います。

箕面市教育委員会

もくじ



● はじめに

● もくじ

第1章 総説

1. 基本理念「自分らしく生きる子どもをはぐくむ」	6
2. めざす子ども像	7
3. 子どもの人権を尊重する保育・教育	8
4. 架け橋期の教育～小学校への接続として意識したいこと～	9

第2章 カリキュラムとSDGsについて

1. 全体的な計画	13
2. 年齢別カリキュラム・子どもとSDGs	17
0歳児	18
6か月未満	
6か月から1歳未満	
1歳児	24
2歳児	28
3歳児	32
4歳児	36
5歳児	40
3. 保育・教育と「ESD」「SDGs」	44
参考資料	47
箕面市就学前保育・教育カリキュラム作成編集者	48



第1章

総説

1 基本理念「自分らしく生きる子どもをはぐくむ」

平成29年(2017年)3月、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂・改定され、3歳以上の幼児教育について整合性が図られました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、幼児期の教育と小学校の教育の連続性を意識して、生きる力の基礎を培うため、資質・能力を育むことが大切とされています。

各施設の特色ある保育・幼児教育の中で、活動内容はさまざまであっても、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、ありのままの自分を受け入れてもらえることは、健康、安全で情緒の安定した生活が送れるという乳幼児期の礎の部分となると考えます。また、周りの大人との信頼関係を育み、基本的信頼感を抱き、自分を大切にすることができると、他者を大切にすることもできるようになります。育まれた自己肯定感が土台となり、主体性や意欲・自信・好奇心・探究心などの学びに向かう力が育ちます。

それらを踏まえ、「現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎」を培うために、箕面市では「自分らしく生きる子どもをはぐくむ」ことを基本理念とします。

幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

教育

子どもが健やかに成長し、活動がより豊かに展開されるための発達の援助
(5領域を通して、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識しながら、資質・能力を培う)

育みたい資質・能力 (3つの柱)

- 知識及び技能の基礎
- 思考力、判断力、表現力等の基礎
- 学びに向かう力、人間性等

5領域

健康
人間関係
環境
言葉
表現

幼児期の 終わりまでに 育ってほしい姿 (10の姿)

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

養護

子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わり
(安心・安全・健康増進)(安心感・安定感・自信・自己肯定感)

法令に基づくカリキュラム

箕面市の基本理念

「自分らしく生きる子どもをはぐくむ」

めざす子ども像

み んなとともに
育つ子ども

の びやかでゆたかな
心をもつ子ども

お もい、考え、
行動する子ども

2 めざす子ども像

子どもたち一人ひとりが愛情に包まれ、ゆったりとした生活の中で生命を大切にして、自分らしく生きる力を育み、自らと他の人との幸せをつくり出すことのできる人に育てて欲しいと願います。

めざす子ども像

み ンナとともに
育つ子ども

の びやかでゆたかな
心をもつ子ども

お もい、考え、
行動する子ども

み ンナとともに育つ子ども

一人ひとりが大切にされる中で周りの人への信頼感、人に対するやさしさや個性を互いに認め合う気持ちを育む。



学びに向かう力

育みたい心情・意欲

じぶんっていいな、ともだちっていいな
～ありのままのあなたがだいすき～

いっぱいあそぼう
好きなことをみつけよう
～やってみよう ためてみよう～

ねえねえきいて
いろんなきもちがあふれてる
～かんじよう あらわそう～

の びやかで
ゆたかな心を
もつ子ども

自然や社会との関わりやいろいろな体験を通して、楽しさや不思議さ、面白さなどに心を動かす感性を備え、さまざまな感情を味わい、自分なりに表現する喜びを感じられる豊かな心を育む。

お もい、考え、
行動する子ども

心を動かし、好奇心や探究心をもって環境に関わり、主体的に「考える」「試す」「表現する」を繰り返しながら、自ら判断し、解決していこうとする力を育む。

3 子どもの人権を尊重する保育・教育

箕面市の保育・教育は、すべての子どもの人権を尊重して行うことを基盤としています。その上で大切なことは、一人ひとりの個性を尊重し、お互いを大切に思いやる気持ちを育み、また、一人ひとりが自分や集団の多様な幸せ(ウェルビーイング)を実現できるように援助していくことです。

そのためには、文化、国籍、性別、生まれ育った環境の違いや障害の有無に関わらず、保育者に「一個の人格を持つ主体」「権利の主体者」として大切にされ、人に対する愛情や信頼感が育まれることが大切です。また、子どもが、自他ともに大切な存在であることを実感し、自己主張のぶつかり合いによる葛藤なども含めたさまざまな体験を通して、自分の感情や意思を表現し、互いに理解できるようにしていきます。保育者は「子どもの権利条約」に明記されているように子どもが権利の主体であるという認識をもち、常に自身の人権感覚と向き合い、振り返りを行うなど、「子どもの最善の利益」を追求することが求められます。

子ども、保護者、保育者、関係機関や地域がよりよいパートナーシップ※1を築き、子ども一人ひとりに配慮された環境の中で、自らの個性や能力が発揮できるよう、子どもたちが「自分らしく生きる」ことを願います。

すべての子どもがともに育つ

一人ひとりの個性を尊重する

- 一人ひとりが大切にされる中で周りの人への信頼感、人に対するやさしさや個性を互いに認め合う気持ちを育む。
- 多様なニーズを抱えた子どもも含めてともに育ち合い、尊重し合う関係性を育む。
- 個々の興味に添った遊びや環境を用意する。(個別最適な学びの保障)

支援保育・教育

気付きから始まる支援

- 基礎的環境整備※2
- 個別の指導計画の作成
- 合理的配慮※3
- クラス運営、園所内での情報共有

支援保育・教育を行うに当たっては年度当初に保護者と連携して個別の指導計画を立案し、個々の特性や一人ひとりのニーズに応じた「合理的配慮」を含めた支援を考え、子どもの状況に応じた保育・教育を実践することをめざします。

関連用語

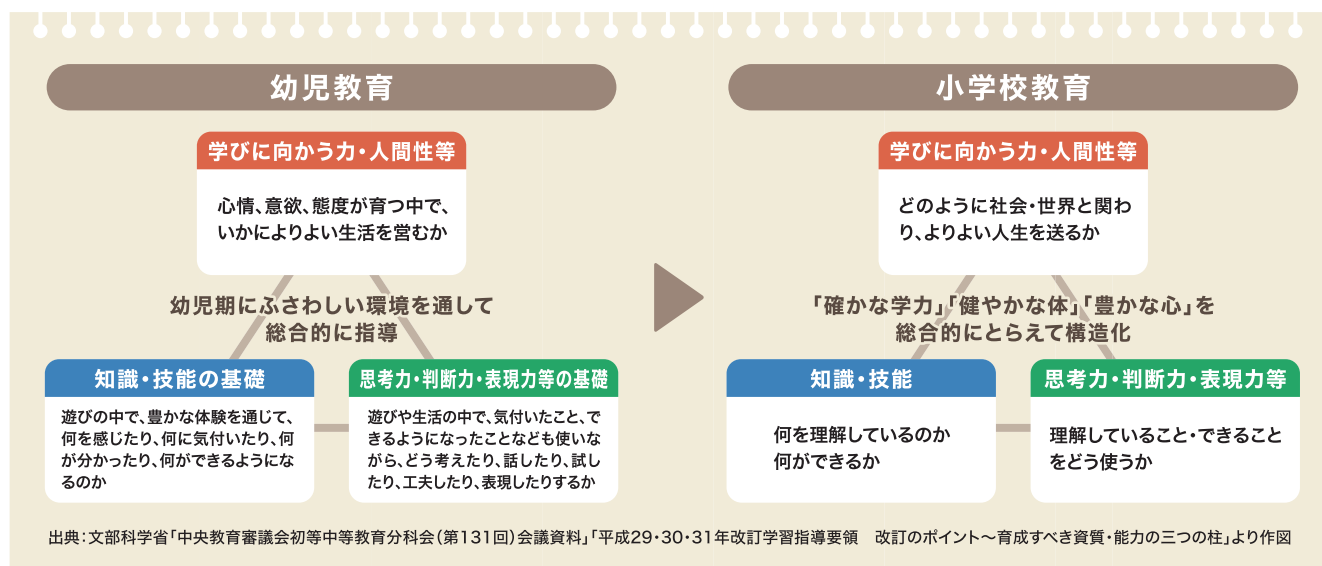
- ※1「パートナーシップ」▶ 互いに対等につながりあう関係
- ※2「基礎的環境整備」▶ 合理的配慮の基礎となる環境の整備
- ※3「合理的配慮」▶ 障害のある子どもが、他児と平等に人権を享受し行使できるよう、困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと

4

架け橋期の教育 ～小学校への接続として意識したいこと～

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに等しく機会を与えて育成していくことが必要です。また、幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えをさらに伸ばしていくことが必要です。子どもの成長を切れ目なく支える観点からは、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要となります。5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と位置付け焦点を当てるとともに、決して小学校教育の前倒しではなく、乳児や幼児それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要です。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「育みたい資質・能力」(3つの柱)をあげ、小学校以降の教育へつないでいます。また、その具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)が示されています。



小学校教育へ円滑な接続を図るためには、「育みたい資質・能力」(3つの柱)の重要性を認識し、日々の保育の実践の中で一体的に育み、就学前保育・教育施設で子どもたちが充実した生活を送れるようにすることが必要です。

乳幼児期に、一人ひとりが「温かいまなざし」に見守られながら、安心できる環境の下で、乳幼児期にふさわしい体験をすることが育ちを支え、生涯の学びへとつながっていきます。

従来から小学校入学にあたっては、それぞれの就学前保育・教育施設、小学校においてさまざまな工夫が行われてきました。今後さらに幼児教育の「遊びの中にある学びの芽生え」を小学校教育の「自覚的な学び」へと円滑につなげていくためには、これまでの連携・交流で培われた経験を生かしつつ、子どもに関わる大人が立場の違いを越え、幼児教育と小学校教育の具体的な内容や、子どもたちへの関わり方の工夫などを共有し、子どもの姿を中心にどのように接続していくことが望ましいかを試行錯誤しながら協働し、円滑な接続をめざしていく必要があります。

また、本市として就学前保育・教育施設と小学校の職員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)を手がかりに、子どもの育ちを共有し、それぞれの保育や教育を充実させることができるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)や架け橋期における接続の意義などについて理解を深める研修などを引き続き実施していきます。

